学位授与申請手数料 57.000 円

第2条第1項第110号中「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第10項」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(110) の 2 児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査

保育士登録申請手数料 4,200 円

(110) の3 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第17条第1項の規定に基づく 保育士登録証の書換え交付

保育士登録証書換え交付手数料 1,600 円

(110) の 4 児童福祉法施行令第 18 条第 1 項の規定に基づく保育士登録証の再交付保育士登録証再交付手数料 1,100 円

第2条第1項第349号中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第11号ハ」に改め、同項第350号中「第31条の2第2項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改め、同項第354号中「第20条の2第6項」を「第20条の2第7項」に、「第38条の4第16項」を「第38条の4第17項」に改め、同項第355号中「第39条の7第11項」を「第39条の7第10項」に改め、同項第356号中「第39条の7第13項」を「第39条の7第12項」に改める。

第2条第1項第598号の次に次の3号を加える。 (598)の2 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項の 規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査

遊漁船業者登録申請手数料 15,000 円

(598) の3 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査

遊漁船業者登録更新申請手数料 12,000 円

(598) の 4 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(平成元年農林水産省令第 37 号) 第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づく遊漁船業務主任者を養成するための講習の実施 遊漁船業務主任者講習受講手数料 6,000 円

第2条第1項第657号ア中「5,550円」を「5,650円」に改め、同号イ中「2,050円」を「2,100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの改正規定は平成 15 年 4 月 16 日から、同項第 110 号の改正規定及び同号の次に 3 号を加える改正規定(同項第 110 号の 2 に係る部分を除く。)は同年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第110号の2の規定については、 平成15年11月28日までは、同号中「児童福祉法第18条の18第3項」とあるのは、「児 童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)附則第2条の規定により登録 に関する事務に関し必要な準備として行う同法による改正後の児童福祉法第18条の18 第3項」と読み替えるものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例 (昭和 39 年熊本県条例第 24 号) の一部を次のように改正する。 別表第1手数料の項第1号から第7号までを次のように改める。
 - 1 鳥獣飼養登録又は登録票再交付申請手数料
 - 2 狩猟免許申請手数料
 - 3 狩猟免状再交付手数料
 - 4 狩猟免許更新申請手数料
 - 5 狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料
 - 6 狩猟者登録証再交付手数料
 - 7 狩猟者記章再交付手数料

別表第1手数料の項第542号の次に次のように加える。

542 の 2 遊漁船業者登録申請手数料

542 の 3 遊漁船業者登録更新申請手数料

542 の 4 遊漁船業務主任者講習受講手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第9号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条中「郵便局」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。)」に改める。